

軽自動車等の

変更手続きを忘れずに



軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および2輪の小型自動車に対して、4月1日現在の所有者に課税されます。

軽自動車等の所有者で次のような場合は、手続きが必要になりますので、お早めにお問い合わせします。

- ① 車両の置場が茂原市でなくなったとき
- ② 他人へ車両を譲渡したとき
- ③ 車両を廃棄または解体したとき

※原動機付自転車等をリサイクル業者等に依頼して処分する際は、ナンバープレート（茂原市で交付されたもの）を取り外し、廃車等の手続きを行ってから引き渡してください。手続きを行わないと、納税義務はなくなりません。

④ 車両が盗難にあったとき（警察署への盗難届が必要です）

⑤ 所有者が亡くなったとき

種別等		手続きをするところ
茂原市ナンバー	原動機付自転車 小型特殊自動車	茂原市役所 市民税課（2階） ☎(20) 1577 または在住市町村役場の担当課
上記以外のナンバー（袖ヶ浦）（千葉）	軽自動車（3輪、4輪乗用・貨物）	軽自動車検査協会千葉事務所 袖ヶ浦支所 ☎050 (3816) 3116（音声案内） または管轄事務所
	軽自動車（2輪のもの） 2輪の小型自動車	千葉運輸支局 袖ヶ浦自動車検査登録事務所 ☎050 (5540) 2025（音声案内） または管轄事務所

小型特殊自動車（コンバイン、トラクター、フォークリフトなど）は、公道上の走行の有無にかかわらず、所有していれば課税対象となりますので、登録の手続きをお願いします。

お問い合わせは、
市民税課（2階）
☎(20) 1577、FAX(20) 1609へ。

特定健康診査を受診しましょう

市では、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した糖尿病や脳卒中などの生活習慣病予防のための特定健康診査を実施します。

ご自身の身体の状態を理解し、生活習慣を見直す良い機会になりますので、毎年受診しましょう。

救急安心電話相談「#7009」

具合が悪くなり、医療機関に受診するか迷ったとき、救急車を呼ぶか迷ったときにご相談ください。

原則として看護師が相談に応じ、必要な場合は医師に転送します。

◆相談時間

平日・土曜＝18時～23時まで
日曜・休日・12月29日～1月3日・4月29日～5月5日＝9時～23時まで

◆電話番号「#7009」

ダイヤル回線・IP電話、光電話、PHSからは03 (6735) 8305 ※小児の相談は、「#8000」
※相談は無料ですが、通話料は利用者の負担です。
※あくまでも電話によるアドバイスであり、診断や治療はできません。

お問い合わせは、健康管理課（2階）
☎(20) 1574、FAX(20) 1600へ。

◆対象者

国民健康保険に加入している40歳から74歳の方。

対象者には、2月下旬～3月に受診希望の調査票を郵送します。日程・会場などは決まり次第、広報もばら・市ウェブサイト・自治会回覧などでお知らせします。

◆健診開始時期

平成30年5月～

また、市では、短期人間ドック

ク検査費用を助成しています。国民健康保険加入期間が継続して1年以上ある等の要件を満たす方で、同年度の特定健康診査を受診していない場合が対象となります。

事前に申請が必要となりますので、手続方法等詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせは、
国保年金課（2階）
☎(20) 1503、FAX(20) 1600へ。